

議案第 5 号 二本松市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

二本松市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

1 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の一部改正に伴い、所要の改定を行う。

2 二本松市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表（抜粋）

現行	改正案
(協議事項) 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1)(2) 【略】 (3) <u>地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）</u> の策定及び変更の協議に関する事 こと。 (4) <u>形成計画</u> の実施に係る連絡調整に関するこ と。 (5) <u>形成計画</u> に基づく事業の実施に関するこ と。 (6) 【略】	(協議事項) 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1)(2) 【略】 (3) <u>地域公共交通計画（以下「交通計画」とい う。）</u> の策定及び変更の協議に関する事 こと。 (4) <u>交通計画</u> の実施に係る連絡調整に関するこ と。 (5) <u>交通計画</u> に基づく事業の実施に関するこ と。 (6) 【略】
<u>(新設)</u>	<u>附 則</u> <u>この規約は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。</u>

令和 2 年 7 月 27 日提出

二本松市地域公共交通活性化協議会
会 長 三 保 恵 一